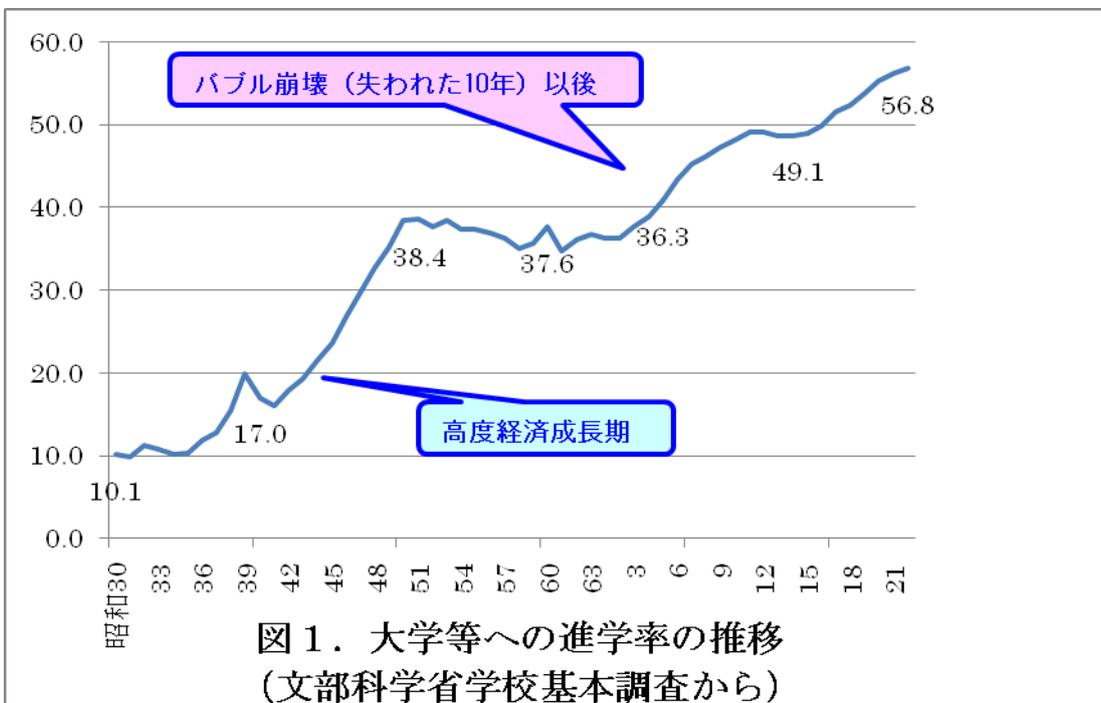


< 第2章 障害学生の大学進学における問題点 >

1. 進学率の向上と高等教育支援の重要性

わが国の大学・短期大学への進学率は、昭和30(1955)年には10.1%(学生数;601,240人)であったものが、昭和40(1965)年17.0%(学生数;1,085,119人)、昭和50(1975)年38.4%(学生数;2,087,864人)、昭和60(1985)年37.6%(学生数;2,219,793人)、平成2(1995)年36.3%(学生数;2,612,751人)、平成12(2000)年49.1%(学生数;3,067,703人)、平成22(2010)年には56.8%(学生数;3,042,687人)と、高度経済成長期の急激な伸び率に次いで、いわゆるバブル崩壊以降ここ20年で漸進的な伸び率を示している。少子化といわれる18歳人口が減少している一方で、こうした進学率及び学生数の伸びの背景には、経済不況も相俟って、将来高度に先進化した社会で自立していくには、高度な専門的知識や技術の習得が不可欠であり、そのために大学等へ進学して知識や技術を習得しようとする志向の表れが見てとれる。

そうした視点から捉えると、今後わが国の全ての国民に質の高い高等教育を保障し、国民性の向上を目指すということは、高度化・多様化する国際社会の中でその地位を確立するという視点からも重要な課題となることはいうまでもない。そして、わが国で教育を受けた学生がそうした恩恵や知識・技術を次世代に還元していけるような人材の育成は、高等教育機関の社会的使命として極めて重要な視点であるといえることができる。それ故、高等教育機関における意識改革や教育体制の整備が今後も求められてくるであろう。



2. 障害のある学生の進学率

以上のような高等教育をめぐる全般的な状況に加え、近年の障害者政策の進展に伴い、障害のある人々の教育を受ける権利を保障するための様々な施策が講じられている(2003

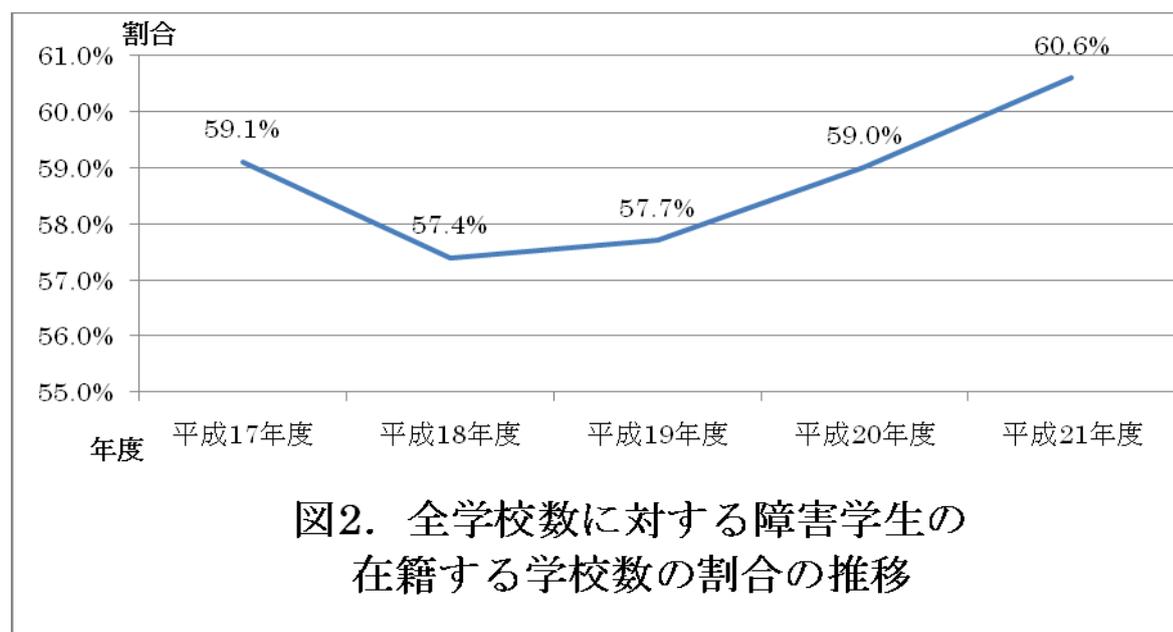
(平成 15) 年；文部科学省特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)、2004 (平成 16) 年；文部科学省中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」中間報告、2005 (平成 17) 年；文部科学省中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申、2006 (平成 18) 年；「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立、平成 19 年 4 月「特別支援教育」の施行)。

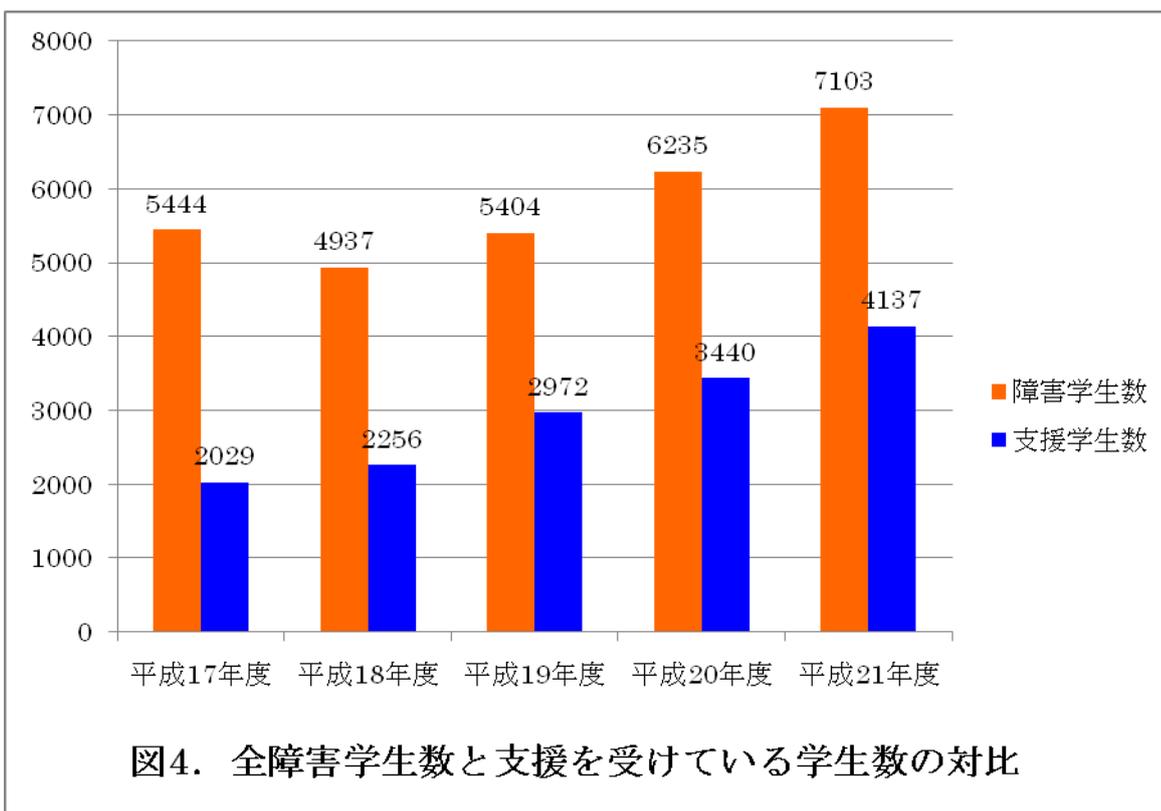
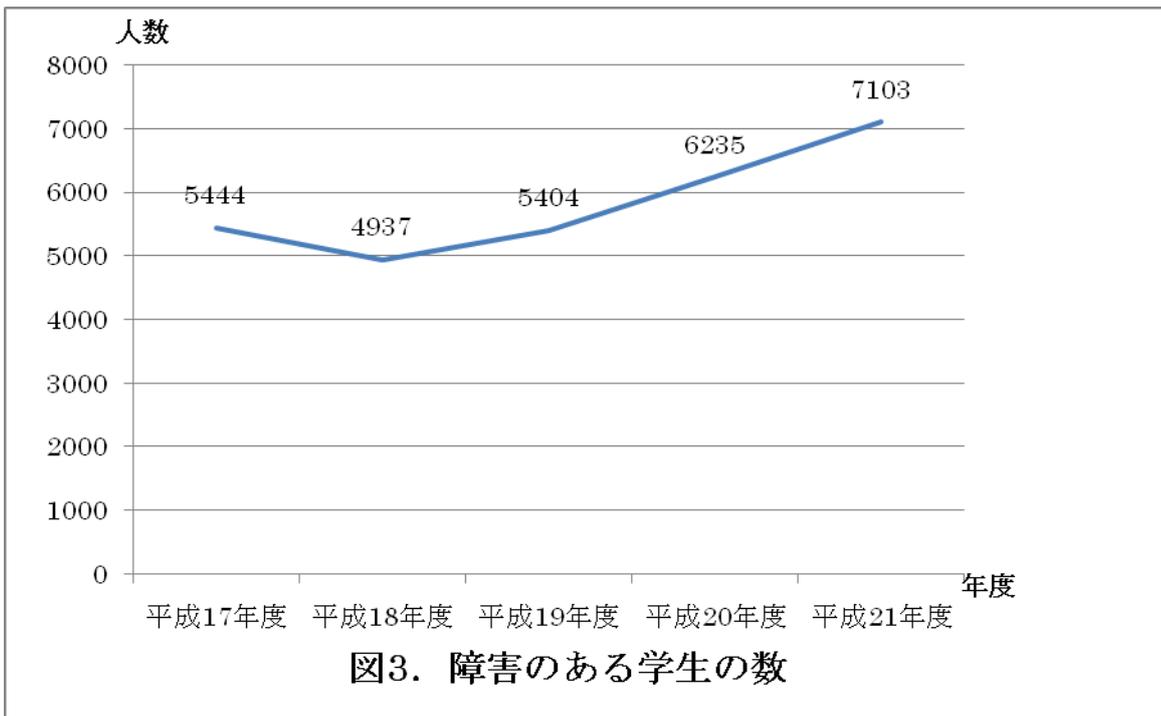
また、2007 (平成 19) 年には、「障害者権利条約」への署名が行なわれ、その批准に向けた取組として、2009 (平成 21) 年内閣府に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、2010 (平成 22) 年 6 月には、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定された。さらには、2010 (平成 22) 年 7 月に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が招集され現在に至っている。

こうした障害のある幼児・児童・生徒に対する施策が推進される中で、高等教育段階にある障害学生に対する施策が進んでいるかという点と必ずしもそうとはいえない状況もある。このような中、日本学生支援機構は、平成 17 年度より全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象に、障害学生の修学支援に関する実態についてアンケート調査を実施し、全国の大学等における障害学生数を国の行政機関で初めて明らかにした。そして、その後も高等教育機関における障害学生に対する修学支援体制等について、継続的に全国規模の実態調査を行なっている。

その調査によると、障害のある学生が在籍する大学の割合および障害のある学生の数ともに、年々増加傾向にあることがうかがえ(図 2、3 参照)、障害のある学生が次第に高等教育を受ける機会も増しているということがいえる。

しかし一方で、そうした障害のある学生全てが十分な支援を受けているかという点と必ずしもそうではなく、支援を実際に受けている学生の数は、6 割程度に留まっているのが現状である。





以上の点からすると、障害のある学生の高等教育機関への進学率は次第に増加しているとはいうものの、未だ十分な支援を受けられない状況にある障害学生も多いと推測される。

したがって、障害のある学生への支援の充実によって、進学率向上のための措置を検討することが、今後ますます重要となってくると考えられる。

3. 進学率向上に向けて

第1章でも述べられているように、障害のある学生が大学等の高等教育機関で学ぶということは、高校段階までの教科書を中心とした学習とは異なり、より高度に専門化された内容に関する知識や技能を習得するために、時間的・空間的な移動も含めより多様で多彩なカリキュラムに対応する必要に迫られる。

また、技術の工学進歩によって、従来は在宅という環境に置かれていたような障害者がインターネットや電動車椅子の活用によって、外界からの情報を得やすくなったり、拡大・代替コミュニケーション（AAC：Augmentative and Alternative Communication）ツールを活用することによって、何らかの学習機会が与えられるようになっていたりしている。

さらには、医療技術の進歩によって、それまでは外に出ることすらままならなかった状態におかれた人々が、医療的ケアを受けながらも教育の場で学ぶ機会も増えてきている。

従来の障害者に対する見方は、例えば視覚障害者には点字、聴覚障害者には手話といった、特定の障害に対して特定の方法を用いさえすれば、問題が解決されるといった安易な考え方が一般的であったともいえる。

しかし、一口に視覚障害といっても、全盲の場合は障害物の除去や印刷物の点訳、弱視の場合には照明や色彩、拡大読書機など使用といった配慮が必要であるし、併せて視野狭窄や色弱がある場合にも、それぞれの状態像に応じた対応の仕方が求められることはいまでもない。同様に、聴覚障害の場合も、ろう者への対応は手話通訳や筆談などの方法が通じて、聴覚・口話法で育った人や中途失聴の人には手話が通じないといったことが起こり得るし、補聴器装用者と人工内耳装用者への対応も異なってくる。また、聴力のレベルによってその対応も非常に複雑になり、ことに一見軽度の聴覚障害者であっても、心理的に深刻な悩みを抱えているケースも多いのが実情である。

そして、病虚弱者に対する配慮も、その状態像によって医療的ケアの問題や精神保健面への対処など多様なニーズに対応していく必要もある。さらには、重複障害者に対しては、教育環境整備の前提として、移動、食事、排泄など日常生活のすべての面における配慮も必要とされてくる。

このようにそれぞれの障害の状態像に応じた対応の必要性が一般に知られるようになったのも最近のことであり、それまでは特定の障害や疾患に対して特定の方法をもって対応すれば良いといった安易な考え方があったり、それぞれの場所で個々人の努力によって試行錯誤的に対処がなされていたというのが実情ではなかったかと思われる。こうした実態が知られるようになったのも、日本学生支援機構の実態調査や今回の高大連携に関する実態調査による成果が大きいといえる。そして、障害のある学生に対する十分な教育保障には一義的・短絡的な方法では解決できない日々の支援の努力が不可欠であることも実感として次第に理解されるようになってきた観がある。

これまでの調査結果からは、それぞれの障害に対応した入試制度の在り方や、どのような手立てがあれば高校側が大学に安心して生徒を送り出せるのかなど、様々な問題提起がなされた。ことに、平成20年度『高大連携の在り方に関する調査研究』『障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究』報告書（P.66～67）においては、「障害のある生徒が大学に進学しにくい状況があるか？」という問いに対し、半

数以上の 52.0%が「ある」と答え、また「大学が支援サービスを行なうことによって進学率が向上するか？」という問いに対し 62.0%の高校が「はい」と答え、「障害のある学生が充実した学生生活を送る上で、高校と大学の連携が必要だ」との答えが 2/3 以上の 72.0%にも及んだ。これらのことから、高校側から見ても大学の受け入れ態勢がまだまだ不十分であることが指摘されたといえる。

4. 入試体制の問題

平成 19 年度から 5 年間における大学入試センター試験での特別措置申請者数を見ると、全体的には特別措置申請者の数は増加傾向にあることがわかる。(図 5 参照)

視覚障害に関しては、点字受験 9~12 人、平均 11.2 人、文字解答 43~55 人、平均 49.2 人、視覚障害のその他として 9~22 人、平均 17.2 人と、それ程大きな変化は見られておらずバラつきも少ないといえる。

聴覚障害に関しては、298~351 人、平均 334.6 人とその他の事由で特別措置申請した者に次いで人数が多い。しかし、平成 20 年度入試が最下限の 298 人で、それ以外の年度はほぼ平均並みに数値であることから、大きな人数の変動は今後も少ないと考えられる。リスニング免除者も、聴覚障害という特性ゆえに 161~181 人、平均 172.4 人となっているが、これも平均値前後 10 名というところで今後も大きな変動はないように思われる。

肢体不自由者に関しては、その特性ゆえにチェック解答が 38~49 人、平均 44.2 人、代筆解答 2~6 人、平均 4.4 人となっている。その他の措置申請が 114~149 人となっているが、平均 128.8 人とそれほど大きいバラツキは見られていないが、肢体不自由者の中にはパソコン等の AAC を使った受験者が今後も増える可能性があると思われる。

病虚弱者に関しても、41~58 人、平均 48.4 人となっており、それほど大きなばらつきは見られていない。

大学入試センターのデータによると、平成 19 年度から 21 年度までは、リスニングにおけるイヤホン不適合者も特別措置の対象として統計的に公表していた。しかし、平成 22 年度からは、イヤホン不適合者についてはヘッドフォン貸与等の措置で十分であるためか、特別措置対象として公表されていない。

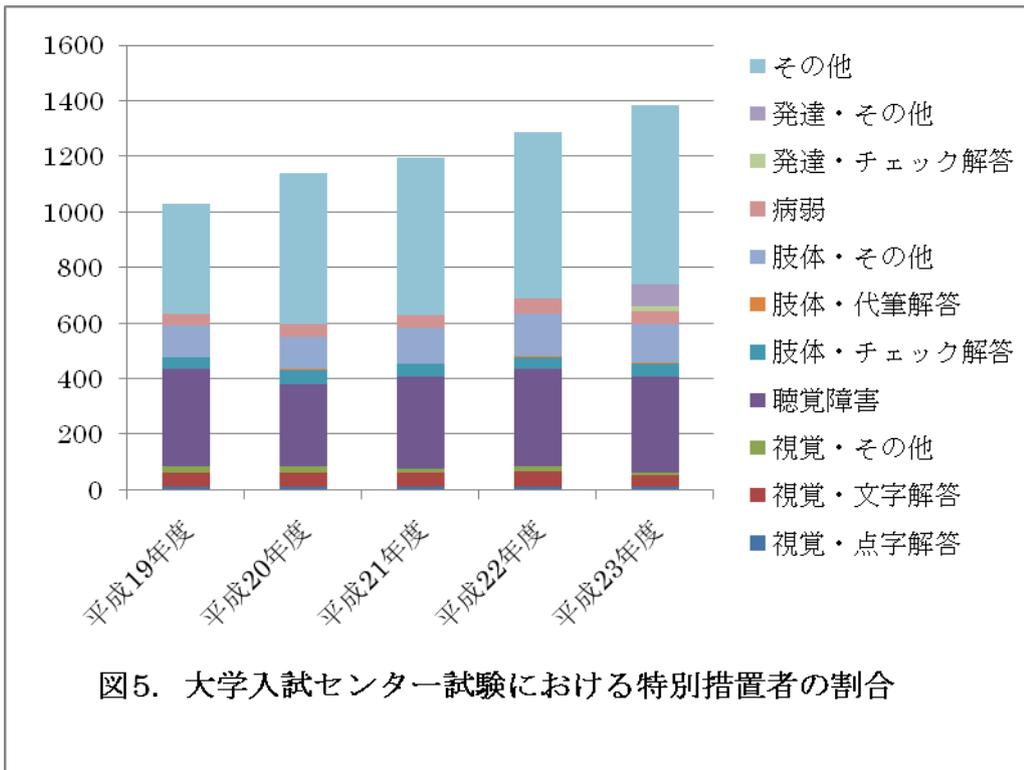
また、平成 23 年度からは、それまでに措置対象としては明記されていなかった発達障害が新たに公表され、チェック解答が 14 名、その他の措置が 81 名となっている。その他の措置としては、対人関係上の問題などから、別室受験として扱われるケースが多いように思われる。

さらに、図 5 から明らかなように、これまで述べた障害とは別に、その他の事由による特別措置申請者の割合が増加していることがわかる。これらの特別措置の内容に関しては不明な点もあるが、多くは身体的な病気や精神的・心理的問題を抱えているケースも少なくないと推測できる。

このように、大学入試センター試験を見た場合でも、以前は見られなかった入試における受験特別措置の変化を垣間見ることができ、こうした課題は今後も十分検討されていかなくてはならないと思われる。

また、大学入試センター試験を課していない大学における入試制度の実態なども今後調査

していく必要があるのではないかと考えられる。



5. 特別支援学校における意識改革

これまでは、一般の進学率や障害のある生徒が受験する際の問題などについてふれてきたが、実際に障害のある生徒が多く在籍する特別支援学校についてはどうであろうか。

わが国においては、平成 19（2007）年度より、それまでの『特殊教育』が『特別支援教育』と名称を変え、これまでは障害種に応じた特殊教育諸学校を中心として教育が行なわれていたものを通常学級に在籍する障害のある子どもに対しても、子ども一人ひとりに応じた教育が行なえるよう制度改正を行なうとともに、従来盲学校、ろう学校、養護学校と障害種別ごとに学校区分がなされていたものを、特別支援学校として一本化した。そして、地域の学校に在籍する障害のある幼児、児童、生徒に対する支援の中核を担えるよう、センター的機能を有する学校として位置づけられるようになった。

しかし、特別支援学校として一本化されたとはいうものの、それぞれの障害の特殊性により、専門性を担保する意味で、学校ごとに領域を視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病虚弱と分けているのが実情である。

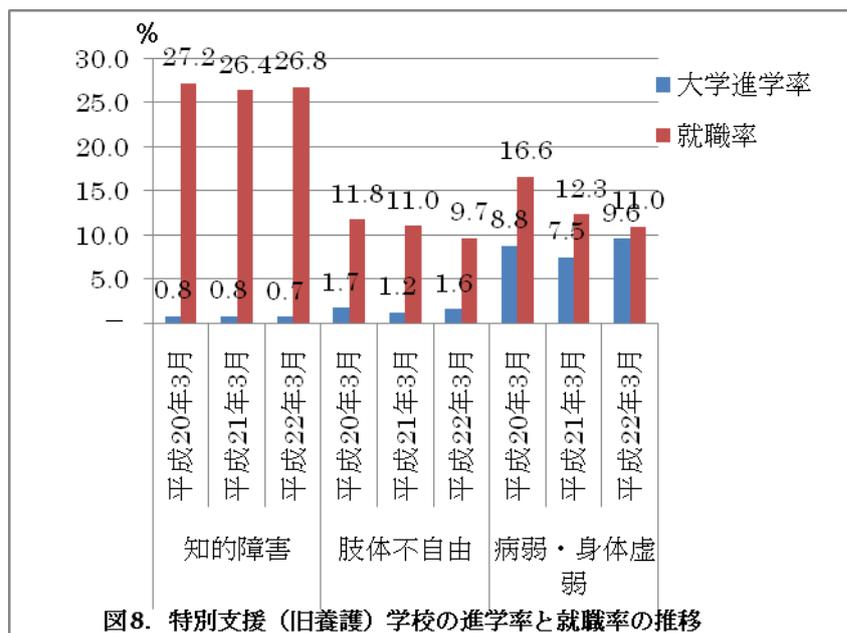
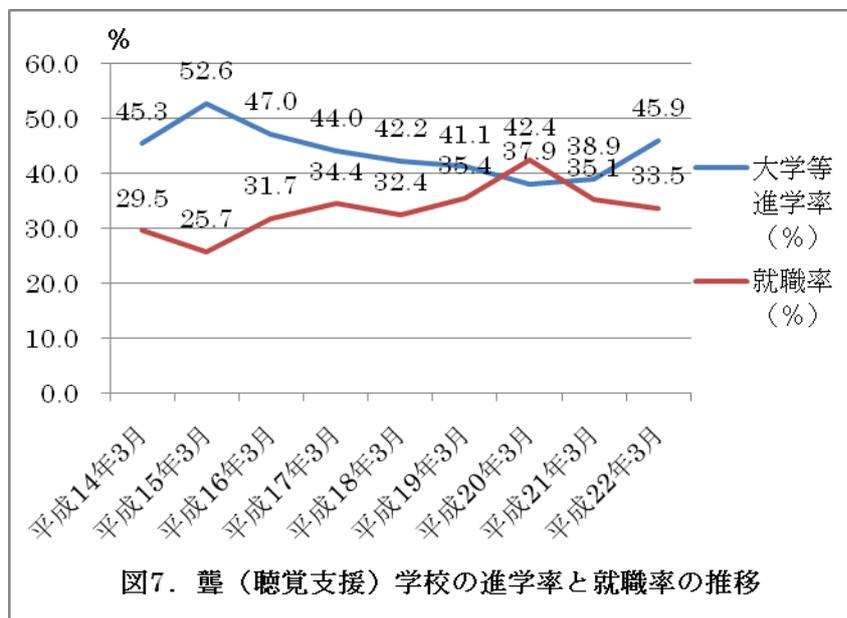
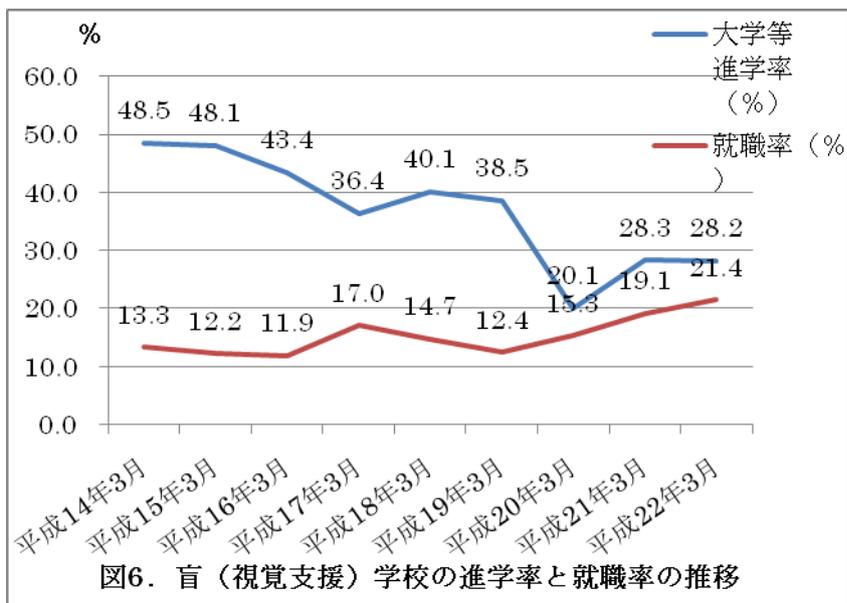
特殊教育諸学校および特別支援学校における進路に関しては、図 6 のように視覚支援（旧盲）学校の場合は、就職率よりも進学率の方が高いものの、全体的には 20%前後で停滞している。聴覚支援（旧ろう）学校の場合も、進学率は就職率を上回っているものの 40%台に留まっている（図 7）。こうした進学率の停滞の背景には、視覚支援学校及び聴覚支援学校ともに、在籍する生徒の数は減少傾向にあり、インテグレーションが進む中、視覚や聴覚に障害のある生徒は通常学級に在籍することが多くなったことも一因としてあげられよう。

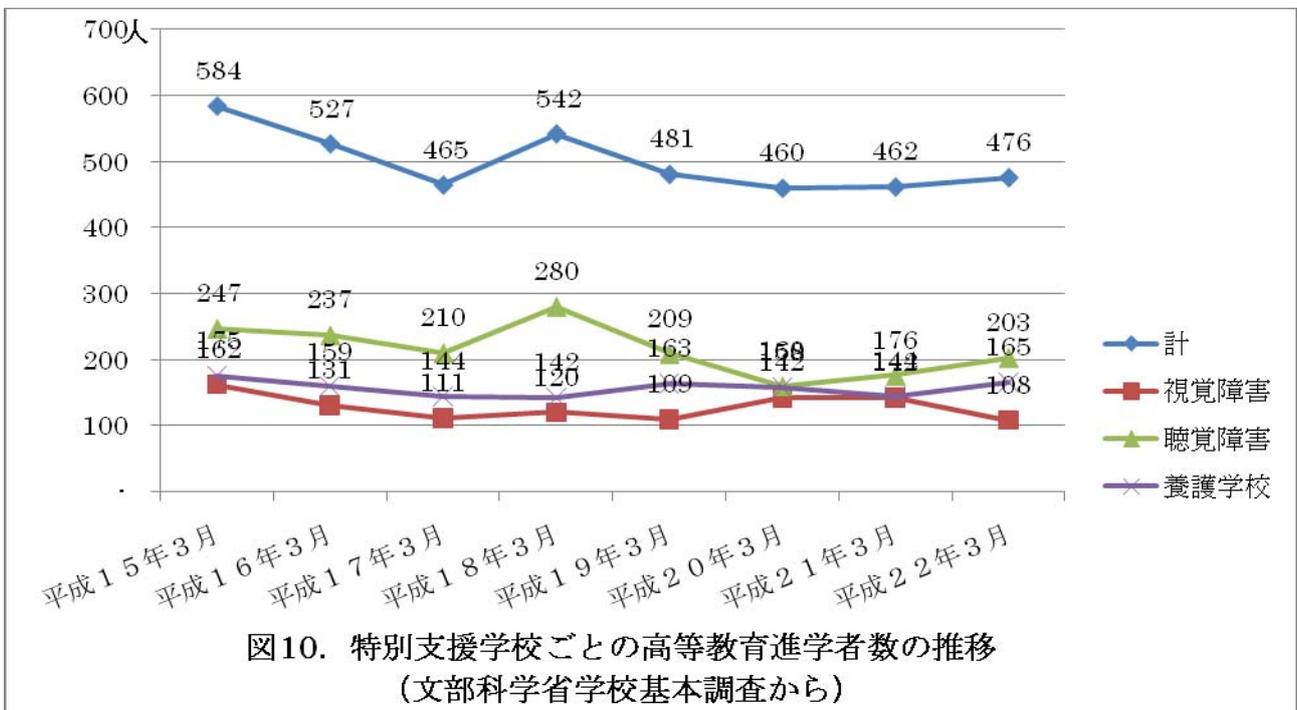
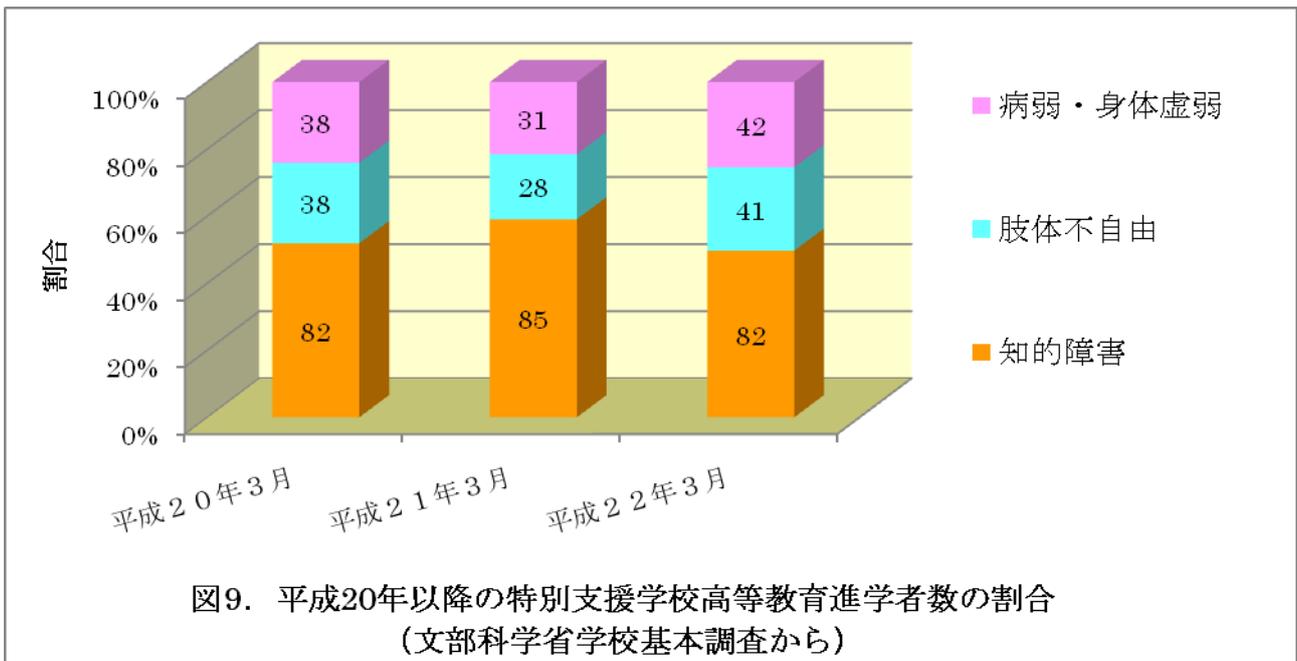
また、知的障害、肢体不自由、病虚弱等の特別支援（旧養護）学校においては、圧倒的に就職率の割合が高く、進学率は少なくなっている（図8）。領域別にみると、病虚弱領域の進学率は比較的高いが、病虚弱の生徒数は、当該特別支援学校生徒数の約3%と少ない。

全体としての進学率が低い要因としては、旧養護学校のうちで最も大きな割合を占める知的障害が含まれていることから、一見当然のようにも思える。しかし、特別支援学校と名称が変わった平成19年度以降の進学者の内訳を見てみると、知的障害特別支援学校からの進学者が半数を占めていることがわかる（図9）。こうした背景には、知的障害を対象とした特別支援学校に在籍する生徒の数が平成12（2000）年頃から急激に増加したことと、増加傾向にある生徒数に多くの発達障害の生徒が含まれていることを要因として推測される。

したがって、今後特別支援学校からの発達障害のある生徒の進学も増えることも予想され、そうした発達障害のある生徒の進路について検討していく必要もあるといえる。

一方、これまでの特別支援学校の教育においては、障害特性に配慮した職業指導が盛





んに行なわれてきている。視覚支援学校においては、多くの学校に鍼灸等の理療科が設置され、聴覚支援学校においても理容科や板金塗装などの職業科を設置している学校も多い。こうした学校においては、将来の自立に向けて、できるだけ早いうちに職業教育を行ない、自立を促そうとする試みがなされているが、現在の高度な知識や技術を要求される社会に対応した臨機応変な教育体制が即座に組めるかという現実的には厳しい状況にあるといわざるを得ない。したがって、そうした特別支援学校に在籍する生徒に対しても高等教育機関への進学を促進し、より高度な専門的な知識や技術の供与を行なう意味においても、大学進学を促進することは重要な課題であると考えられる。(図10参照)

6. 新たな課題としての発達障害

先の大学入試センター試験についても述べたが、近年発達障害のある生徒が急増しているといわれている。日本学生支援機構の実態調査においても、平成 17 (2005) 年度では発達障害は障害種別から特には明確に区分されておらず、おそらく障害学生数のその他の項目の 553 人 (10.2%) に含まれていたと考えられる。しかし、発達障害に対する関心が高まるにつれて、平成 18 (2006) 年度からの調査では発達障害に関しても調査を開始したところ、127 人、2.6% (その他 379 人、7.7%)、平成 19 (2007) 年度では、178 人、3.3% (その他 444 人、8.2%)、平成 20 (2008) 年度 299 人、4.8% (その他 422 人、6.8%)、平成 21 (2009) 年度 569 人、8.0% (その他 721 人、10.2%) と、ここ 4 年間で大学に在籍する発達障害学生数は 4.5 倍に増えている。

こうした傾向は、多くの大学で話題となっており、発達障害がある学生の対人関係面でのトラブルの例なども最近では増える傾向にある。

したがって、こうした発達障害のある学生に対する学生指導も大学入学後の重要な課題であることはいうまでもない。

7. 大学側の意識改革

これまで述べてきたように、障害のある人が安心して高等教育を受ける機会を保障し、進学を促進させるには、大学側の受け入れ態勢の整備が急がれるところである。ことに障害のある学生を受け入れる際には、その障害それぞれの特性に応じた施設整備面の整備は基本的に重要な視点であるといえる。

しかしながら、予算がつき施設整備を行ない立派な施設が完成したとしても、いざ車椅子で利用した時に車椅子の回転半径まで考慮に入れて作られていなかったり、介助者が一緒に付き添って中まで入れない施設であったり、点字掲示板を設置した場合でもそこまで行く方法がわからないといった話はよく耳にする話である。

こうした施設は国で定める建物の基準に準拠しているものの、そこで実際に使用する人の利便性まで考慮に入れているかという点必ずしもそうでないことが多い。また、先にも述べた様な一般的な障害に対する観念があることによって、一つの障害名称で括られている状態像を定型的に当てはめてしまい、その障害それぞれの多様なニーズまで考慮していない場合も多いのではなかろうか。

ハード面の充実には経費がかかることは避けられないが、利用者である当事者の意見を反映した施設設備の充実が望まれる。実際、そうした施設設備を充実していくことは、何も障害のある人だけが恩恵を被るという話ではなく、一般の人にとってもユニバーサルな施設として利用価値の高いものであることはいうまでもない。目先の経済効果だけで判断するのではなく、今後も引き続き課題となる高齢化社会に向けた取組としても、障害のある人に対する環境作りはきわめて重要な視点であるといえる。

また、ハード面の充実とともに障害のある学生を支援するための人的な資源や支援技術等の開発も重要である。現在、障害のある学生が在籍する大学においては、徐々に障害学生支援の窓口が開設されるようにはなってきた。しかし、多くは教員がその主体を担うのではなく事務系の職員が対応しているというケースも少なくない。その結果、障害に関す

る専門的知識の少ない職員が試行錯誤的に個別的な努力によって対応せざるを得ない状況となっていたり、人事異動によって熱心な職員が替わってしまうことによって支援が頓挫するといった事態を招きかねないとも考えられる。障害のある学生に対しては、個別のデリケートな問題に対処するだけの専門的知識と技術が求められる。したがって、そうした知識と技術、経験を持ったコーディネーターを配置することはきわめて重要であると考えられる。

さらには、大学においては障害のある学生が障害のない学生と共に学ぶ際に、障害のない学生が同じキャンパスの中で支援学生として活動できるというメリットも大きい。そうした活動を行なうことによってボランティア精神の涵養といった人間教育も大学の使命としては大きいといわざるを得ない。このような学生教育の視点から今一度障害のある学生に対する支援の重要性を認識するとともに、障害学生支援を一部の人だけの問題として看過するのではなく、大学全体の問題として捉え直す視点が今後ますます重要であると考えられ、大学側の意識改革が望まれるところであろう。

そして、大学が全ての国民に質の高い高等教育の機会を提供できるためにも、大学入学後にどのようなサービスを受けることが可能であるかを広く社会に情報提供するとともに、進路選択で様々な課題を抱えている高校への情報発信をしていく必要があると考えられる。そうした情報共有の場やネットワーク作りは、一つの大学で行なおうとしてもなかなか大学の規模や事情によって難しい側面もあると考えられることから、現在、日本学生支援機構で取り組んでいる障害学生支援ネットワークのようなものを十分活用するなど、情報の一元化や信頼性の高い公的な機関の活用なども一方策として考えられるのではないだろうか。

8. おわりに

わが国における障害のある学生をとりまく環境は、以前に較べ大きな変革期を迎えているといっても過言ではなかろう。このことは、国際的な流れの中で「障害者の権利条約」批准に向けた取組が急がれていることから明らかである。

したがって、今後到来するであろうインクルーシブ社会の構築に向けた取組として高等教育の在り方も再度問い直される時期にさしかかっているということもできる。障害のある学生に対する支援という窓口を通して、今後の高等教育の在り方として、障害のある人もない人も、全ての国民に質の高い高等教育を保障できるような高度に洗練された国民性の涵養が望まれるところである。

【資料】

宮城教育大学（2008）：平成 20 年度「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」報告書

学校基本調査：文部科学省ホームページ：<http://www.mext.go.jp/>

センター試験データ：独立行政法人大学入試センターホームページ：<http://www.dnc.ac.jp/>